

福祉体験学習応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地方部における人材確保の推進を図るため、地方部に所在する施設・事業所における福祉体験学習の参加者を対象に、その参加に要した経費を助成することにより、福祉体験学習への参加を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成対象施設

本会が定める「福祉体験学習事業実施要項」の規定に基づき、受入施設・事業所として登録された施設・事業所のうち、次に掲げる地域のいずれかに所在するものをいう。

ア 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）

イ 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）

ウ 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）

エ 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）

オ 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

(2) 福祉体験学習

本会が定める「福祉体験学習事業実施要項」の規定に基づき実施される体験学習をいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象施設において福祉体験学習に参加した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者から除外する。

(1) 居住地が助成対象施設と同一地域内にある者。

(2) 他の類似制度を利用している者。

(3) その他会長が不適切と認める者。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、助成対象者が福祉体験学習の参加に要した経費のうち、次に掲げる経費であって、会長が必要かつ適当と認めるものとする。

なお、福祉体験学習に要した経費から消費税及び地方消費税を除いた額を助成対象経費とする。

(1) 宿泊費

福祉体験学習に参加するために利用した宿泊施設の宿泊費

(2) 旅費

助成対象者の居住地の最寄り駅又はバス停留所から助成対象施設の最寄り駅又はバス停留所までの往復の交通費。ただし、当該交通費は、本会において、公共交通機関を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した金額とする。

(助成額)

第5条 交付する助成金の額は、前条に定める助成対象経費に 1/2 を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨て）とし、次に掲げる額を上限とする。

(1) 宿泊費

1人あたり1回の福祉体験学習につき最大5泊20,000円を上限とする。
ただし、1泊あたり4,000円を上限とする。

(2) 旅費

1人あたり1回の福祉体験学習につき20,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、福祉体験学習を終了した日から30日以内又は福祉体験学習に参加した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日（必着）までに、福祉体験学習応援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、本会に提出しなければならない。

(1) 福祉体験学習実施証明書（別紙）

(2) 次に掲げる料金を支払った場合は、領収書の写し又は支払いを証明できるもの

ア 航空賃

イ 船賃

ウ 宿泊料金

(3) 助成金振込先のわかる資料（預金通帳写し等）

(4) その他会長が必要と認めるもの

2 前項の交付申請書は、実績報告書及び請求書を兼ねるものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、申請内容の審査等を行い、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認められた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、助成金の交付の決定をし、福祉体験学習応援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

(助成金の支払い)

第8条 会長は、前条による助成金の交付決定を行った場合は、速やかに福祉体験学習応援助成金交付申請書に記載の助成金振込口座に振込を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、第7条の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 暴力団等であるとき。

2 会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を福祉体験学習応援助成金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 会長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することがある。

(遅延利息)

第11条 助成決定者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を本会に納付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。
- 2 この要綱の施行の日前において、助成金の対象となる福祉体験学習に参加した者は、第6条第1項の規定にかかわらず、本会の指定する日までに交付申請を行うものとする。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 会長 様

住 所
氏 名

福祉体験学習応援助成金交付申請書

このことについて、福祉体験学習応援助成金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 居住地の最寄り駅

最寄り駅までバスに乗る必要がある場合はバス停も記載。

区 分	内 容
最 寄 り 駅	路線名： 駅 名：
最寄りバス停	路線名： 停留所名：

2 職場体験の内容

(1) 受入施設・事業所

区 分	内 容
施設・事業所名	
住 所	
体 験 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(2) 受入施設・事業所の最寄り駅

最寄り駅までバスに乗る必要がある場合はバス停も記載。

区 分	内 容
最 寄 り 駅	路線名： 駅 名：
最寄りバス停	路線名： 停留所名：

3 宿泊施設及び航空機・船舶の利用

(1) 宿泊施設

宿泊施設を利用した場合は、施設名、住所及び宿泊期間を記載。領収書等の添付が必要。

区 分	内 容
利用有無	①利用なし ②利用あり
施 設 名	
住 所	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(2) 航空機・船舶

下記区分の交通機関を利用した場合は、利用区間を記載。領収証等の添付が必要。

区 分	内 容
航 空 機	①利用なし ②利用あり(区間: ~)
船 舶	①利用なし ②利用あり(区間: ~)

4 特記事項

()

5 助成金振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通	・	当座
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入)

6 申請者の連絡先

氏 名	
電話番号	
E-mail	

(別紙)

福祉体験学習実施証明書

参加者	氏名									
	住所									
施設・事業所名										
体験日・時間	1日目	令和	年	月	日	時	分	～	時	分
	2日目	令和	年	月	日	時	分	～	時	分
	3日目	令和	年	月	日	時	分	～	時	分
	4日目	令和	年	月	日	時	分	～	時	分
	5日目	令和	年	月	日	時	分	～	時	分

上記について、参加者が福祉体験学習を行ったことを証明する。

令和 年 月 日

住 所.....

法人名または
施設・事業所名.....

代 表 者 名.....

(担当窓口)

部 署 名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

（公印省略）
兵社人発第 号
令和 年 月 日

_____様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会 長

福祉体験学習応援助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった福祉体験学習応援助成金については、
下記の金額を交付することに決定しましたので通知します。

記

助成金の額 _____円

【内訳】

区分	参加に要した経費 として認めた額	助成対象経費	助成額
宿泊費	円	円	円
旅 費	円	円	円

（ 公 印 省 略 ）
兵 社 人 発 第 号
令和 年 月 日

_____様

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
会 長

福祉体験学習応援援助成金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった福祉体験学習応援援助成金については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付取消額 _____円
- 2 取消後の交付確定額 _____円
- 3 取消しの理由